

「困難な問題を抱える女性への支援に関する  
徳島県基本計画（仮称）」（素案）

令和6年〇月

徳島県

# 目次

## 第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

### 1 基本的な考え方

### 2 現状及び課題

## 第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

### 基本目標1 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

#### 1 支援の体制

#### 2 支援調整会議

#### 3 人材育成・研修、調査研究等の推進

### 基本目標2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

#### 1 教育・啓発の推進

#### 2 アウトリーチ等による早期の把握

#### 3 支援のきっかけづくりのための居場所の提供

#### 4 相談支援の充実

#### 5 一時保護の実施

#### 6 被害回復支援の推進

#### 7 同伴児童等への支援

#### 8 支援対象者に寄り添った自立支援

#### 9 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進

## 第3章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

### 2 進行管理

### 3 計画の見直し

# 第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

## 1 基本的な考え方

### (1) 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下、「法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下、「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを旨とするために策定するものです。

### (2) 計画の位置づけ

法第8条第1項に基づき、本県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画であり、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。

### (3) 計画の期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

### (4) 計画における施策の対象者

法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下「困難な問題を抱える女性」という。）を対象としています。

### (5) 計画の目標

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らせる社会の実現

### (6) 県、市町村、民間団体、関係機関の役割

困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、それぞれが適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要となります。

#### ア 県の役割

- ・ 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。

- 困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援者の活動の連携及び調整を図ります。
- 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- 広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村の二一ズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進します。

## イ 市町村の役割

- 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- 困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- 必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村等と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮を行います。
- 基本計画の策定や、女性相談支援員の配置に努める必要があります。
- 当該市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を推進する必要があります。

## ウ 民間団体、関係機関等の役割

- 民間団体等は、柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、人材等により、県及び市町村と協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行います。
- 女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障がい、出自、住居問題など多岐に渡っており、様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されることから、関係機関の間で十分な連携を図ります。

## 2 現状及び課題

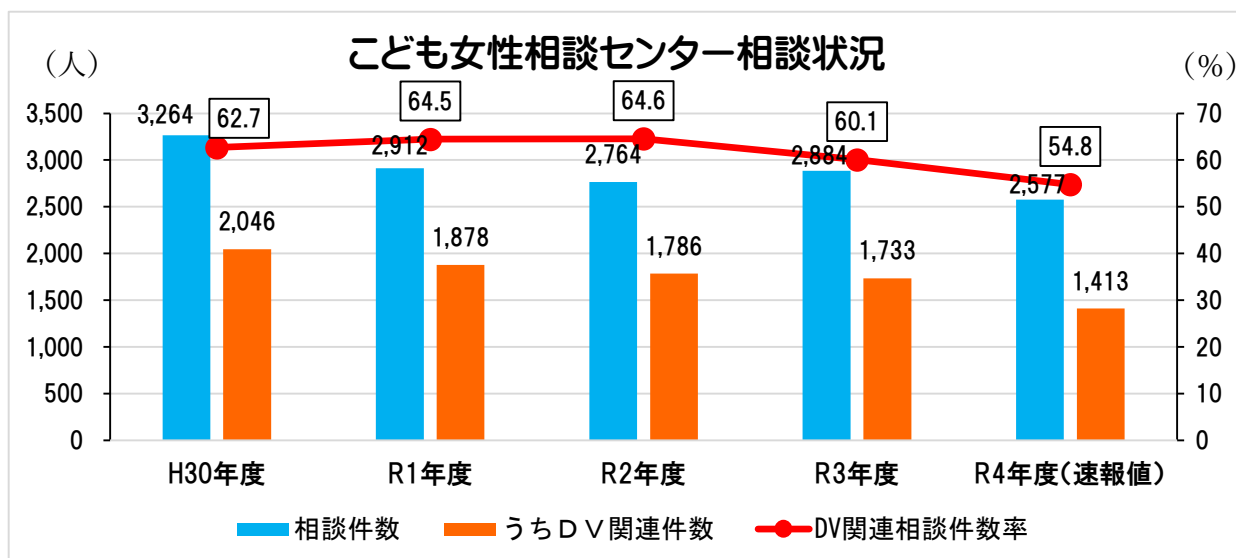
### (1) 現状

#### ア 相談の状況

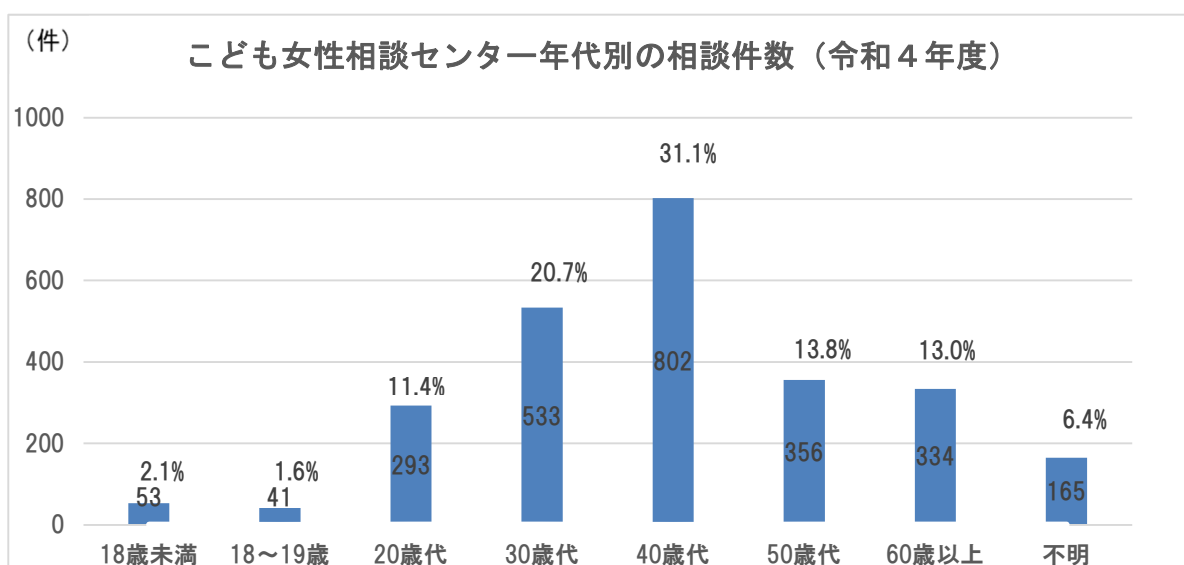
##### ○こども女性相談センター

中央・南部・西部の3箇所のこども女性相談センターでは、夫婦や家庭の問題、配偶者等からの暴力、性暴力被害など様々な内容の相談を受け、関係機関と連携して対応に当たっています。

平成30年度以降のこども女性相談センターの女性支援に係る相談件数は3,000件程度で推移しており、その内、DV関連の相談件数割合は、全体の60%程度を占めています。



こども女性相談センターの令和4年度の年代別の相談件数では、40歳代が802件(31.1%)で最も多く、次に30歳代が533件(20.7%)となっています。



相談内容は、夫との関係が最も多く、令和4年度では1,434件（55.6%）を占めています。夫や親族、交際相手、その他の者からの暴力に関する相談は、令和4年度では903件（35.0%）を占めています。

<こども女性相談センターの主訴別相談件数>

主 訴		R2年度	R3年度	R4年度
夫との関係	夫等の暴力 *	701	524	584
	薬物中毒・酒乱	2	0	0
	離婚問題	556	545	313
	その他	535	619	537
	小計	1,794 (64.9%)	1,688 (58.5%)	1,434 (55.6%)
子どもとの関係	子どもの暴力 *	8	15	18
	養育困難	1	1	1
	その他	65	94	69
	小計	74 (2.7%)	110 (3.8%)	88 (3.4%)
親族との関係	親の暴力 *	49	37	58
	他の親族の暴力 *	37	23	25
	その他	135	81	58
	小計	221 (8.0%)	141 (4.9%)	141 (5.5%)
交際相手との関係	交際相手の暴力 *	65	39	33
	その他	27	24	17
	小計	92 (3.3%)	63 (2.2%)	50 (1.9%)
その他人間関係	その他の者の暴力 *	155	147	185
	男女問題	7	4	21
	ストーカー被害	4	2	13
	家庭不和	11	5	3
	その他	194	470	380
	小計	371 (13.4%)	628 (21.8%)	602 (23.4%)
経済関係	生活困窮	11	54	4
	借金・サラ金	3	2	0
	求職	2	2	0
	その他	12	18	22
	小計	28 (1.0%)	76 (2.6%)	26 (1.0%)
医療関係	病気	3	2	7
	精神的問題	2	8	34
	妊娠・出産	9	2	3
	その他	151	122	155
	小計	165 (6.0%)	134 (4.6%)	199 (7.7%)
住居	住居問題	19	44	35
	帰宅先なし	0	0	2
	小計	19 (0.7%)	44 (1.5%)	37 (1.4%)
その他	売春強要・売春勧誘	0	0	0
	人身取引	0	0	0
	その他	0	0	0
	小計	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計		2,764	2,884	2,577

一時保護件数は、令和4年度は13件で、DV被害者の割合は92.3%となっています。令和2年度から令和4年度の一時保護件数を年代別で見ると、傾向としては20歳代、30歳代が多くなっています。

＜一時保護件数の推移＞

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
一時保護件数	19	17	15	17	13
うちDV被害者	15	13	10	14	12

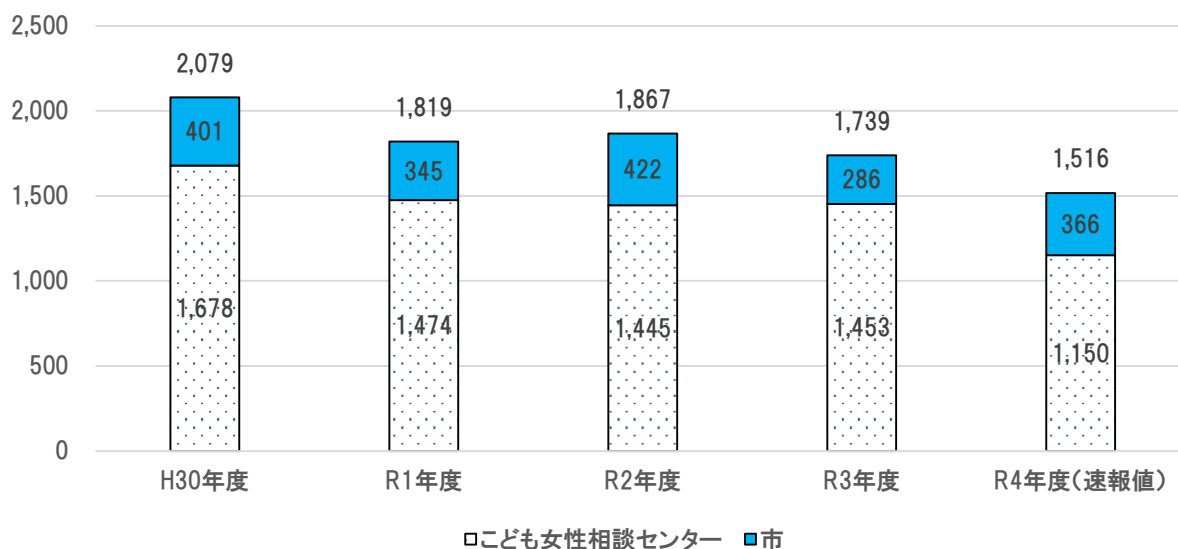
＜年代別の一時保護の状況＞

		18歳未満	18歳～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	計
R2年度	件数	3	1	3	2	1	3	2	15
	割合	20.0%	6.7%	20.0%	13.3%	6.7%	20.0%	13.3%	100.0%
R3年度	件数	0	1	5	6	2	1	2	17
	割合	0.0%	5.9%	29.4%	35.3%	11.8%	5.9%	11.8%	100.0%
R4年度	件数	0	0	3	3	2	5	0	13
	割合	0.0%	0.0%	23.1%	23.1%	15.4%	38.5%	0.0%	100.0%

○配偶者暴力相談支援センター

- ・ 配偶者暴力相談支援センターであることも女性相談センターを中核として、警察、市町村、関係機関・団体等が連携して、相談、保護、自立支援に取り組んでいるところです。
- ・ こども女性相談センター及び市の配偶者暴力相談支援センター（鳴門市・阿南市）の令和4年度相談件数（速報値）は1,516件となっています。

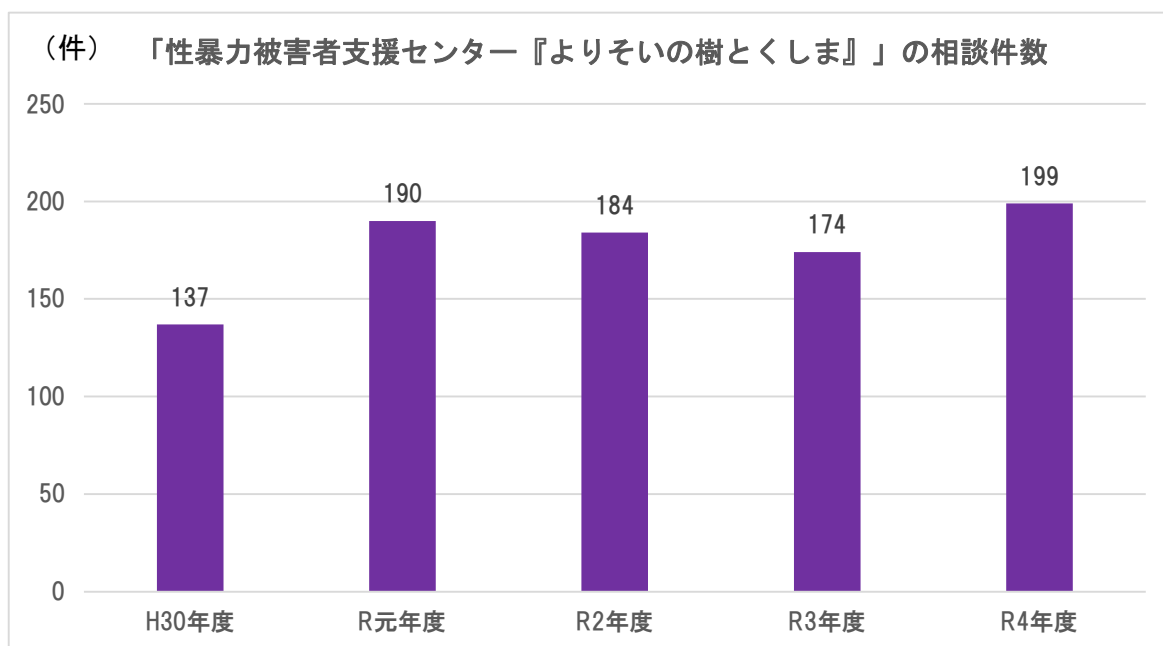
(件) 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



○性暴力被害者支援センター『よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）』

平成 28 年 7 月、「性暴力被害者支援センター『よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）』」を県内 3 箇所のこども女性相談センターに設置し、24 時間 365 日の運用体制により性暴力被害者への支援を行っています。

性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」の相談件数は、令和 4 年度は 199 件でほぼ横ばいとなっております。



○ 男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）

男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）では、男女共同参画の推進に資するため、夫婦、子ども、家族、生活等、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じています。

男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）の相談件数は増加傾向にあり、令和 4 年度の相談件数は 2,324 件でした。令和 4 年度の電話相談における主訴別相談件数は、「生活」の関係が 34.2%で最も多くなっています。

<男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）の相談件数>

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
電話相談	1,179	1,311	1,648	2,117	2,182
面接相談	30	30	35	52	43
その他	51	48	51	64	99
計	1,260	1,389	1,734	2,233	2,324



<男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）の主訴別相談件数（令和4年度）>

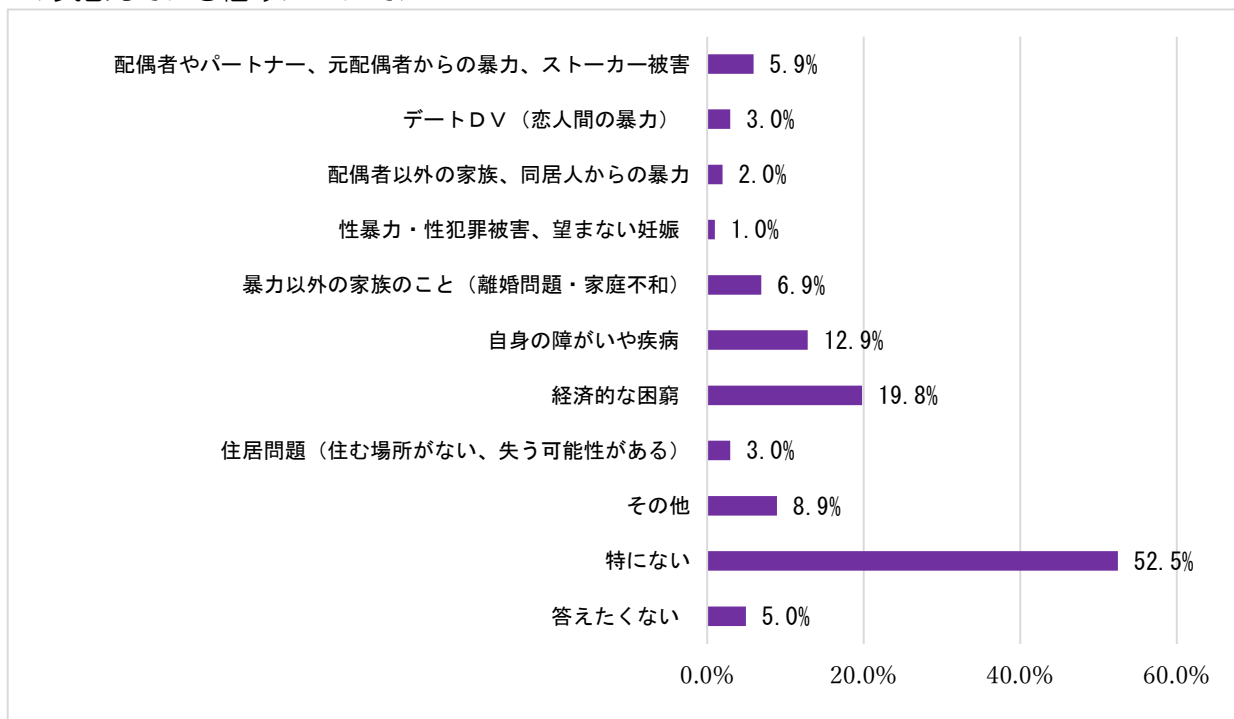
内容	件数	%
生活	747	34.2%
健康	263	12.1%
家族	249	11.4%
職業	129	5.9%
こころ	124	5.7%
生き方	77	3.5%
夫婦	63	2.9%
子ども	49	2.2%
男女	32	1.5%
金銭	21	1.0%
離婚	14	0.6%
暴力	14	0.6%
その他	400	18.3%
計	2,182	100.0%

**イ オープンとくしま e-モニターアンケート調査結果（R5年度）**

【男女共同参画に関する意識調査】（女性（101名）の回答のみ抜粋）

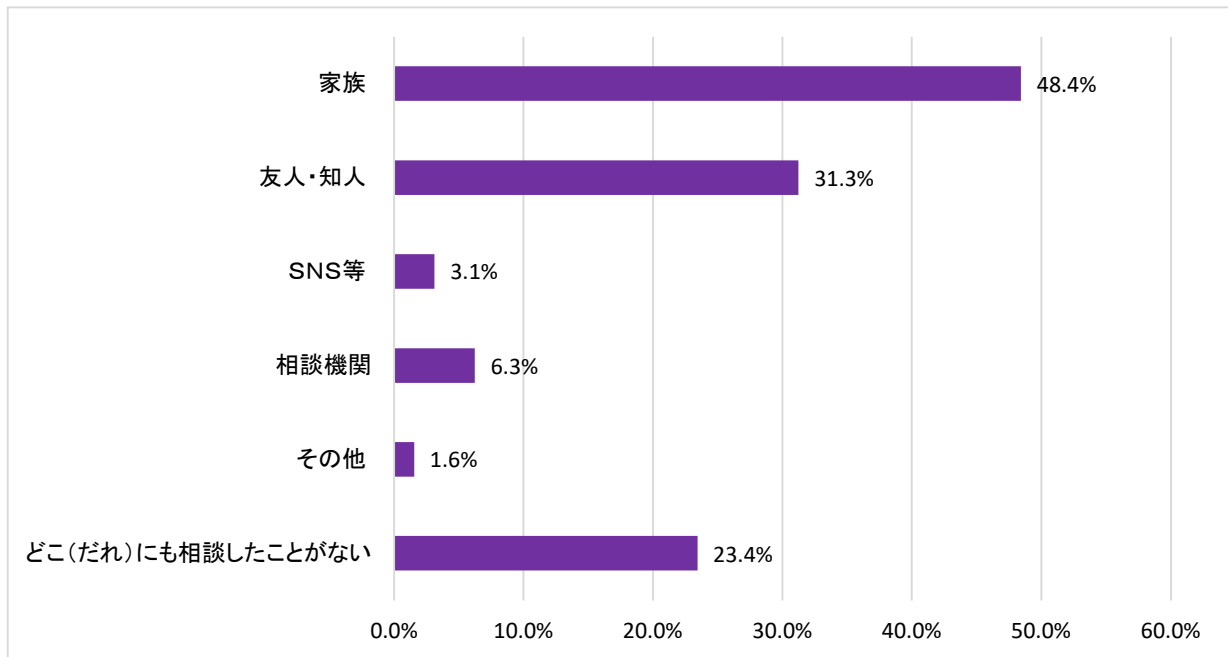
今抱えている（最近あったものを含む）悩みについては、「特にない」と回答した方が52.5%で最も多く、次いで「経済的な困窮」と回答した方が19.8%、「自身の障がいや疾病」と回答した方が12.9%でした。

<今抱えている悩みについて>



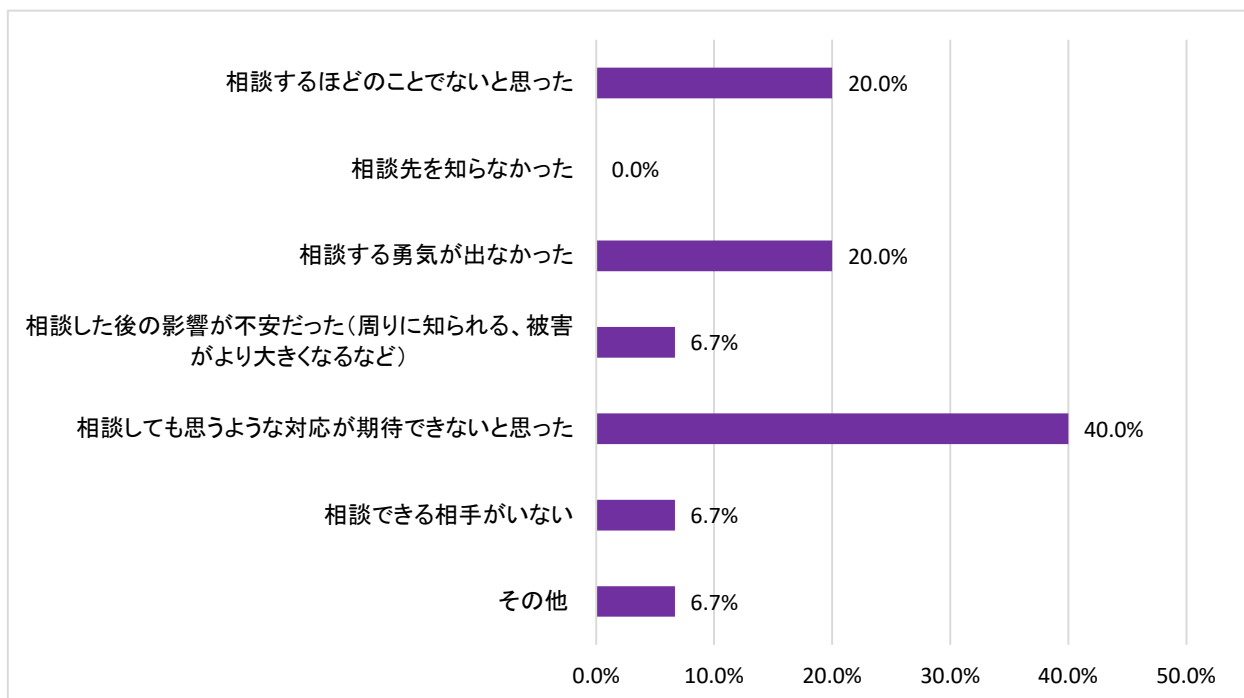
悩みがある方の相談先については、「家族」と回答した方が48.4%で最も多く、次いで「友人・知人」と回答した方が31.3%、「どこ（だれ）にも相談したことがない」と回答した方が23.4%でした。

<悩みがある方の相談先について>



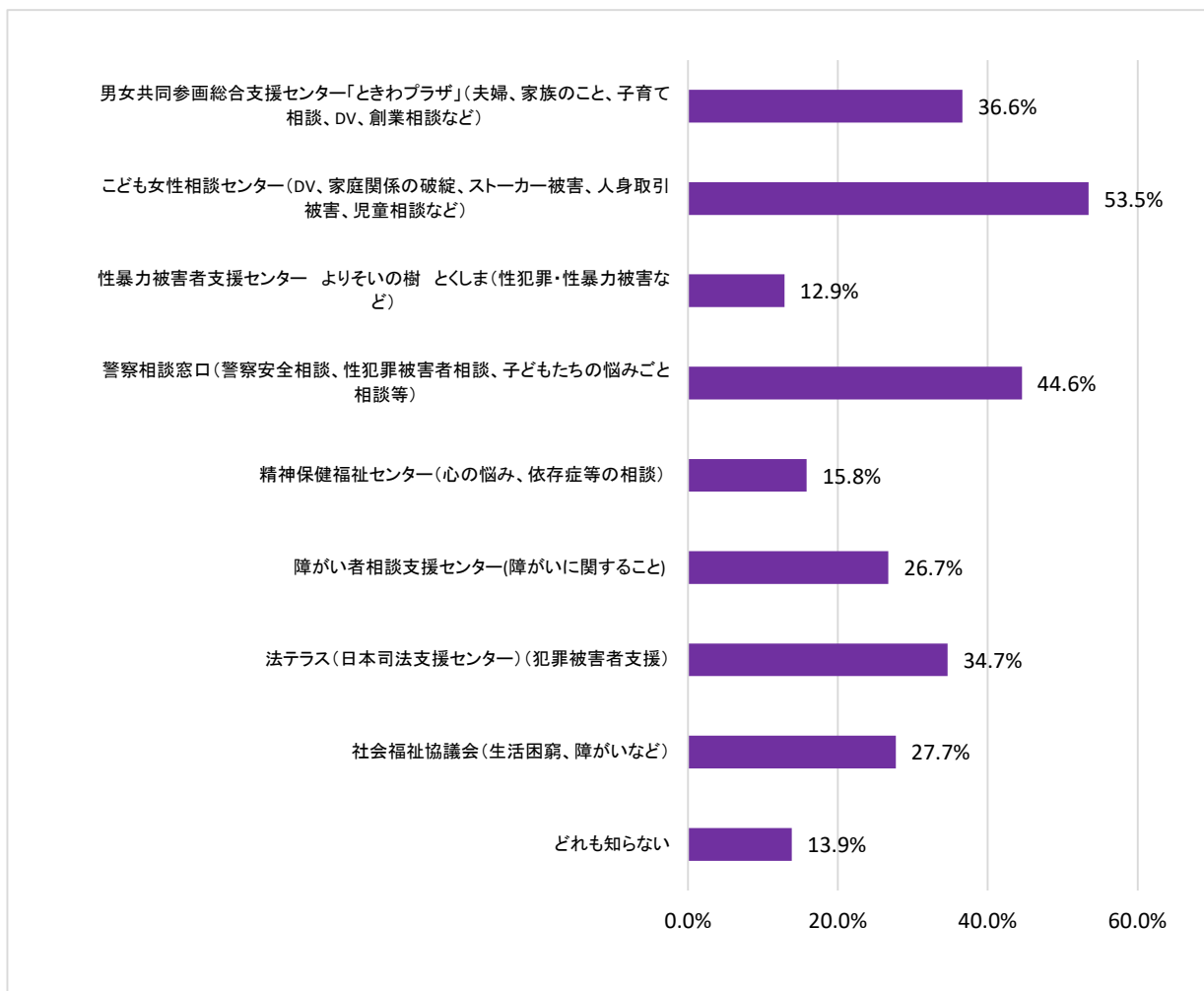
悩みを相談しなかった、できなかった理由については、「相談しても思うような対応が期待できないと思った」と回答した方が最も多く、40.0%でした。

<悩みを相談しなかった、できなかった理由について>



どのような相談を受け付けているか知っている相談機関については、こども女性相談センターと回答した方が53.5%で最も多く、性暴力被害者支援センターは12.9%でした。

<どのような相談を受け付けているか知っている相談機関について>



## (2) 課題

### ○本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援

- ・ 困難な問題を抱える女性が抱えている課題は、多様化、複合化、複雑化しており、課題解決には心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的支援や、自立支援等中長期的な支援が求められています。本人の意向に寄り添い、県、市町村、民間団体、関係機関等が連携し、包括的かつ切れ目のない支援が求められています。
- ・ 相談にあたっては、相談者のプライバシーの保護等、人権に配慮するとともに、周囲の無理解や心ない言動など二次被害が生じることをないよう留意する必要があります。
- ・ 本県の女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設はDV被害者等の安全確保のため、所在地を秘匿としています。このため、入所者の多様なニーズに応じた自立支援が困難な状況となっています。居所等の秘匿の必要性が薄く、社会とつながりを維持することが重要である女性にも適切な支援を提供できるよう対策を講じる必要があります。

### ○困難な問題を抱える女性を早期に発見し、必要な支援へ結び付けること

- ・ 困難な問題を抱える女性の多くが、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくいことから、潜在化しやすく、支援対象として見えていない状況にあります。早期に発見され、相談支援を行う窓口へつなげ必要な支援へと結び付けることが求められています。
- ・ こども女性相談センターには、精神面の不調や生活困窮など複合的な問題を抱えているDV被害者や性暴力被害者等からの相談が多く寄せられており、個々の状況に応じた適切な支援が必要です。
- ・ 性暴力被害の影響は、トラウマとなることや生活面も含めた中長期にわたることもあり、過去の性被害に関する相談も多く寄せられています。被害からの早期回復のため、医療的支援や心理的支援が必要です。
- ・ 困難な問題を抱える女性が同伴する子どもへの対応として、学習支援に限らず心のケア等の適切な支援につなげていく必要があります。

### ○民間団体との協働

- ・ 民間団体は、SNS相談や居場所づくりなど、きめ細やかな支援を実施しており、困難な問題を抱える女性の自立にとって欠かせない存在であり、民間団体との協働が必要です。
- ・ 民間団体は、財政的基盤の脆弱性等の課題を抱えており、民間団体への運営支援が求められています。

### ○相談窓口の周知と予防啓発について

- ・ 県の相談機関の認知度は、最も高いこども女性相談センターで50%程度であり、相談窓口の認知度向上のため、窓口の周知を図る必要があります。
- ・ DVや性暴力の被害経験があると回答した女性のうち、DVでは41.6%、性暴力では58.4%の方が被害をどこ(だれ)にも相談していません(令和2年度男女間における暴力に関

する調査、内閣府)。相談窓口の周知を図るとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぐ必要があります。

- スマートフォンやSNSなどの普及を背景に性犯罪・性暴力等の被害が若者に拡大するなど、女性に対する暴力は多様化しており、こうした暴力に対する予防啓発を行うとともに、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。
- 暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならない予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、女性に対する暴力根絶のための環境づくりの強化を図るとともに、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力等、暴力の形態に応じた取組を総合的に推進する必要があります。

## 第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

困難な問題を抱える女性の自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた最適な支援を行います。

### 基本目標 1 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、支援に関わる全ての関係機関や民間団体などと連携し、協働していくことが求められています。

支援対象者の意思を尊重したきめ細かな支援を行うために、支援の中核機関である女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設の機能強化を図るとともに、民間団体や関係機関と連携して最適な支援を提供できるよう、支援人材の育成やネットワークの構築など、支援体制の充実を進めます。

#### 1 支援の体制

##### (1) 女性相談支援センター

旧売春防止法において規定される「婦人相談所」が前身となります。法における女性相談支援センターの業務を行います。

- 支援対象者の立場に立った相談対応や、相談を行う機関の紹介
- 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- 支援対象者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
- 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

なお、女性相談支援センターの一時保護施設においても法による業務に加え、次の業務を行います。

- 自立の促進のための支援
- 退所者の相談援助
- 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

##### (2) 女性相談支援員

旧売春防止法において規定される「婦人相談員」が前身となります。

法における女性相談支援員は、次の業務を行います。

- 丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援
- 必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施

##### (3) 女性自立支援施設

旧売春防止法において規定される「婦人保護施設」が前身となります。法における女性自立支援施設は、次の業務を行います。

- 支援対象者を入所させて、その保護を実施

- 入所者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- 自立の促進のための生活支援
- 退所者の相談その他の援助
- 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

#### (4) 市町村との連携体制

- 困難な問題を抱える女性が迷わず相談できるよう、地域住民にとって最も身近である市町村に対して、相談窓口の周知徹底や、女性相談支援員の配置、相談窓口の設置などの相談体制の整備を働きかけます。
- 被害者や同伴する家族の状況に応じた適切な一時保護や自立に向けた支援の実施について、市町村、警察、関係機関、団体等と連携して取り組みます。
- 職員の研修や相談業務へのアドバイス等の支援を行い、身近な地域でのセーフティネットの輪を広げていきます。
- 被害者が高齢者虐待や高齢者に係る配偶者からの暴力に該当する場合は、市町村や地域包括支援センター等と適切な措置が講じられるよう連携を図ります。

#### (5) 民間団体との連携体制

- 困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体の育成、活動の活性化及び先進的な取組を推進し、官民が連携して支援の充実を図ります。
- 民間団体の相談・支援にあたる人に対する研修の機会や情報の提供に努めます。
- 自立を支援する上で、法的な助言が必要な場合は、弁護士会や日本司法支援センター（法テラス）との連携を進めます。

#### (6) 関係機関との連携体制

- 福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など、関係機関と相互の連携を強化し、困難な問題を抱える女性への相談対応や保護、自立支援等を効果的に行います。
- 困難な問題を抱える女性の安全を確保し、心身の回復や自立に向けた支援を行うため、市町村や警察、関係機関等と連携して、適切かつ効果的な一時保護を行います。
- 男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）や人権教育啓発推進センター（あいぼーと徳島）で受け付けた相談については、相談者の悩み、問題を把握・整理し、こども女性相談センター、警察等適切な関係機関につなぐなど関係機関との連携強化に努めます。
- 法務省の人権擁護機関と情報の交換等を行い、人権擁護機関が対応した被害者のうち、こども女性相談センターの支援が必要な相談者について、適切な措置が講じられるよう連携を図ります。
- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会への参画を進め、子どもがいるDV家庭に関する情報や支援方法を共有するなど、市町村とのさらなる連携を図ります。
- 外国人相談者に対する支援については、県国際交流協会と連携し、外国人生活相談員や通訳ボランティア等を通じ、助言や情報提供など、必要な支援を行います。
- 人身取引の被害外国人や不法滞在外国人に対し、地方入国管理局と十分な連携を図り、適切な対応を行います。

- 民生・児童委員が地域に根ざした福祉活動のなかで、困難な問題を抱える女性を発見し、相談を受け付けた場合、適切な助言や情報提供ができるよう、理解と協力を求めます。

〈支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関〉

女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、障がい者相談支援センター、発達障がい者総合支援センター、医療機関、職業紹介機関、教育機関、保育所、警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力支援センター、県市町村の女性支援担当部局・障がい保健福祉部局、福祉事務所、性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター、社会福祉協議会、民間団体、民生・児童委員、人権擁護委員、その他社会福祉サービス関係者 等

## 2 支援調整会議

- 困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、関係機関等を構成員とする支援調整会議を設置します。
- 支援調整会議の構成員は、守秘義務の規定を設けることで、個人情報に配慮しつつ、関係機関が連携して支援に取り組める体制整備を行います。
- 支援調整会議では、支援体制全体に係る代表者会議を行うとともに、必要に応じて個別ケースの詳細な支援方法等を議論する個別ケース検討会議を行います。

## 3 人材育成・研修、調査研究等の推進

- 相談に的確に対応できる体制の整備を図るとともに、県、市町村、関係機関、民間団体等の職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や二次的被害の防止、個人情報保護の徹底を図ります。
- 相談員ひとりが問題を抱え込むことのないよう、組織全体で困難事例の対応を検討するなど組織的に問題の解決を図ることにより、相談員の心身の状態に配慮するとともに、スーパーバイズ等を実施し、資質向上に努めます。
- 性暴力被害者支援に精通した心理士の養成をはじめ、相談員及び関係機関構成員への研修を進め、支援体制の強化、支援の質の向上に取り組みます。
- 国における調査研究の情報収集・提供に努めるとともに、市町村、関係機関、民間団体等における取組状況等の情報収集を行います。



## **基本目標 2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援**

法の趣旨を踏まえ、女性が抱える多様化、複雑化した困難に対し、女性の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。高齢者、障がい者、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます。

また、地域の関係機関等との連携・協働により早期から切れ目なく継続的な支援を提供します。

### **1 教育・啓発の推進**

- 女性の人権を尊重する県民意識を醸成するため、固定的性別役割分担意識の解消や女性に対する暴力根絶のための意識啓発を行います。
- 県の相談機関について、リーフレットやステッカーの配布、ホームページへの掲載等により、相談窓口の周知・広報を進めます。
- 男女平等を侵害する暴力の根絶に向け、『ストップ！DV』強化推進月間（11月・12月）、「女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）」等を通じて、市町村や民間団体とも連携し、広く普及・啓発を行います。
- 交際相手からの暴力（デートDV）を防止するため、また、将来、暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないようにするため、若年層を対象とする啓発を進めます。
- 「若年層の性暴力被害予防月間（4月）」を中心に、学校や市町村、民間団体等と連携し、SNS等の利用をきっかけとした児童ポルノや児童買春などの子どもが巻き込まれる犯罪・トラブルや、「いわゆる『JKビジネス』問題」、「薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力（レイプドラッグ）」などの暴力に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの危険性や適切な利用に関する教育・啓発を推進します。
- 子どもたちを性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないことや、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図るために内閣府と文部科学省が共同作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引きの活用について周知し、児童生徒の実情等に応じた教育を推進します。
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るため、徳島県青少年健全育成条例の適正な運用を図ります。
- 各種学校、企業等と連携して被害防止教室等のあらゆる機会を捉え、アダルトビデオ出演被害問題に対する警察の取組や相談窓口等について広報するなどし、被害防止のための啓発活動を推進します。

### **2 アウトリーチ等による早期の把握**

- 困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、SNS相談やアウトリーチを行う民間団体と連携し、困難な問題を抱える女性の早期把握に努めます。
- 困難な問題を抱える女性本人の意向を十分に尊重し、背景事情や心身の状況に応じた最適な支援を行うために、適切な機関や団体との連携を図ります。

### 3 支援のきっかけづくりのための居場所の提供

- 行政機関に相談することのハードルが高く、相談窓口にたどり着けない女性や、支援を受けられることに気がつかない女性がいることに配慮し、民間団体と連携して、安心して自分の気持ちや悩みを話し交流することができる居場所の提供に取り組みます。

### 4 相談支援の充実

- 困難な問題を抱える女性に対し、こども女性相談センターを中核として、相談者のプライバシーの保護や安心、安全に配慮し、電話及び面接相談を実施します。
- 相談支援は、困難な問題を抱える女性自身と信頼関係を築きながら、女性が必要とする支援に適切につなげるために重要な過程であるため、こども女性相談センターは、相談者本人の立場に寄り添い、課題や背景などの内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら相談支援を行います。
- 必要に応じて外国語通訳者、手話通訳者を介し、相談者の国籍、障がいの有無を問わず相談を受け付け、人権に配慮するとともに、二次被害が生じることがないように、対応に努めます。
- 性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害については、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性暴力被害者等からの相談を24時間365日体制で受け、関係機関と連携して、緊急避妊や性感染症検査など医療費支援、心理カウンセリング、法律相談など被害者のニーズに応じた専門的な支援を行います。
- 相談者の心理的負担等に配慮した相談、保護を行うなど、関係機関が連携し、総合的で適切な支援を実施します。

### 5 一時保護の実施

- 安全を確保し、心身の回復や自立に向けた支援を行うため、迅速かつ適切な一時保護を行います。なお、緊急の場合は、夜間・休日を問わずに一時保護に対応します。
- 嘱託医、看護師、心理判定員等を配置し、入所者や同伴児（者）に対して、疾病や心身の健康状態に応じた支援を行います。
- 警察、病院、裁判所等への同行支援や、DV被害者が保護命令の申立てを円滑にできるよう支援を行います。
- 外国人や障がい者、高齢者、妊婦など本人の状況に応じ配慮するとともに、関係機関と連携し、適切に対応します。
- 高齢者や学齢期の児童生徒などの同伴家族等にも適切な対応ができるよう、高齢者福祉関係機関や教育機関等と連携して対応します。
- 対象者が未成年者の場合についても、適切に一時保護を行います。
- 支援対象者の状況に応じ、適切な一時保護ができるよう、多様なケースに応じた一時保護委託先の確保に努めます。

## 6 被害回復支援の推進

- こども女性相談センターにおいて、必要に応じて心理的アセスメントを行う等、困難な問題を抱える女性の被害の回復に向けた支援を行います。
- 暴力の被害や、差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されるため、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行います。
- 必要に応じて、心理的支援の実施や医療機関等につなぐなど専門機関と連携した、被害者回復支援に努めます。

## 7 同伴児童等への支援

- 支援対象女性の同伴児童等からよく聴き取った上で、必要に応じて教育委員会等の関係機関と連携しつつ、学習支援に限らず、心のケア等の適切な支援につなげます。
- 医学的又は心理学的ケアを必要としている子どもに対し、子どもの状況を正しく把握し、適切な支援を実施します。
- 同伴児童等への支援が必要な場合は、教育委員会や学校と連携して適切な対応をします。
- 市町村教育委員会は、DV加害者の追及を避けるため、加害者からの問い合わせに応じないことや、住民票を移すことなく学齢簿が移動できるよう、適切な対応をします。
- 要保護児童対策地域協議会、児童福祉施設、民生・児童委員、保育・教育機関、医療、警察等関係機関と緊密な連携を推進し、子どもの健全育成に努めます。

## 8 支援対象者に寄り添った自立支援

- 地域で自立して生活できるよう、市町村や関係機関等と連携し、支援対象者の状況等に応じて、医学的・心理的支援、経済的支援、生活支援、就労支援、居住支援等を実施します。
- 一時保護後、早期の自立を促進するため、仮住居（ステップハウス）の提供を行うとともに、相談・支援を行います。
- 支援に取り組む民間団体の活動の活性化や育成を図り、民官が連携して自立支援に取り組みます。

## 9 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進

- 支援対象者が安定して自立した生活が営めるよう、継続的自立支援を行う民間団体を支援します。

## 第3章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、計画の実行性を確保するため、施策の進捗状況を毎年度公表し、徳島県男女共同参画会議において、効果検証を行います。また、検証効果を施策の改善見直しに反映します。

### 2 進行管理

#### 目標指標

項目	現状値		目標値	目標年度
<b>基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実</b>				
女性相談支援員など支援者を対象とした専門研修（累計）	22回/年	R4	110回	R10
「DV被害者自立支援サポート事業」による民間団体への助成件数（累計）	46件	R4	64件	R10
<b>基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</b>				
こども女性相談センターの認知度	53.5%	R5	70%	R10
性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」の認知度	12.9%	R5	50%	R10
居場所づくりの参加者数（累計）	276人	R4	1,250人	R10

### 3 計画の見直し

基本計画については、法律、国の基本方針の改正、施策の実施状況等を勘案しながら必要に応じて見直します。

見直しする場合には、徳島県男女共同参画会議において、本計画の推進及び各施策の検証を行い、女性支援に取り組む民間団体をはじめ広く県民に意見を聴取することとします。